

会議録

| | | | | | | |
|----|----|-----|----|------------------|-------|-------|
| | | | | | 記録者 | 木村 |
| 決裁 | 部長 | 政策監 | 課長 | 課長補佐 グループリーダー | 主査・係長 | グループ員 |
| | | | | | | |

| | |
|-----|--|
| 事案 | 平成28年度龍ヶ崎市子どもを守るネットワーク代表者会議 |
| 日時 | 平成28年7月12日(火)14:00～15:15 |
| 出席者 | <p><出席> 高橋土浦児童相談所長・池田病院長・ 西村龍ヶ崎済生会病院小児科部長・秋山歯科医院長・ 半田民生委員児童委員連合協議会長・渡邊龍ヶ崎消防署長・ 山田水戸地方法務局龍ヶ崎支局長・島田学校長会長・ まつやま中央保育園長・古屋八原保育所主任保育士・ 龍崎健康福祉部長(座長)・宮田健康増進課長・ 渡邊社会福祉課長・小貫指導課長・辻井教育センター所長・ 黒田生涯学習課長</p> <p><欠席> 龍ヶ崎保健所健康増進課長・龍ヶ崎警察署・ 龍ヶ崎市私立幼稚園連合会会長</p> |
| 事務局 | こども課 服部課長・岡澤補佐・大野家庭児童相談員・ 足立家庭児童相談員・木村 |

要旨

別添会議次第・資料に基づき説明。内容は以下のとおり。

1 開会

2 龍崎健康福祉部長よりあいさつ

3 出席者自己紹介

座長選出 龍崎健康福祉部長が座長に
座長職務代理者指名 半田民生委員

4 議題

(1) 龍ヶ崎市子どもを守るネットワークの概要

●代表者会議

協議会の構成員の代表者による会議であり、実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催する。

①要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討

②実務者会議の活動状況報告

●実務者会議

実際に活動する実務者から構成される会議

①定例的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討

②定期的に全ての虐待ケースについての状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し(2ヶ月に1回、実務者のうち中心的役割を担う5者から構成される)

ケース進行管理会議を実施)

③要保護児童等対策を推進するための啓発活動

④協議会の年間活動方針の策定，代表者会議への報告

●個別ケース検討会議

個別の要保護児童等について，直接関わりを有している担当者や，今後関わりを有する可能性がある担当者による会議

①要保護児童等の状況把握や問題点の確認（危険度や緊急度の判断）

②援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有

③ケース主担当機関とキーパーソン（主たる援助者）の決定

④実際の援助、介入方法（支援計画）の検討

※各関係機関の役割分担や次回会議の日程等，個別ケース検討会議で決定した事項については，記録するとともに，その内容を関係機関等で共有することが重要

(2) 児童虐待対応における主な関係機関の役割

図をもとに各関係機関の位置づけや連携を確認する

(3) 平成 27 年度児童虐待相談の状況

- ・平成 27 年度の児童虐待の相談件数は 38 件であった。昨年の 55 件に比べ減となった。理由として考えられるのは，泣き声通告が今年度は 0 件であったことである。

泣き声通告は早朝や夜間が多いが，その時間帯は虐待ホットラインに繋がるため緊急を要する案件のときは児童相談所や警察へ連絡が入るためと思われる。また離婚や転出により DV が終結したケースがあったため，DV に伴う心理的虐待が減となった。

- ・虐待相談の経路については，保健センターが 0 件となっているが，実際には最も密に連携をとっている。ハイリスク家庭と判断された場合には，速やかに情報を提供してもらい支援体制に入るため，虐待になる前の早期段階で連携をとっている。また，今年度より保健センターでの乳幼児健診の際に移動児童相談を行って
- ・身体的虐待の虐待者は実母が多い。全体の 6 割を占める。
- ・被虐待者は小学生が最も多く、全体の 5 割を占める。

(4) 学校及び保育所等から市への情報の提供について

厚生労働省通知（平成 22 年 3 月 24 日付雇用児発 0324 第 1 号）により，児童虐待防止の対応として「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」が示された。（文部科学省からも同日付同文書）龍ヶ崎市においては，学校及び保育所（園）幼稚園より対象者についての情報提供を定期的に行い，児童虐待の早期対応を目的とする。

市内の幼稚園，小学校，中学校に在籍する幼児，児童・生徒及び保育所（園）に在籍する乳幼児を対象者としており，情報提供の手順は，「龍ヶ崎市子どもを守るネットワーク」事務局（こども課）から配布する「情報提供書」に記載し，おおむね 1 か月に 1 回情報提供を行うこととする。（定期的な情報提供の期日より前であっても，新たな虐待の兆候や状況の変化等を把握した時には，その都度こども課に情報提供を行う）

情報提供を受けた場合は，市は「子どもを守るネットワーク実務者会議」及び「個別ケース検討会議」において情報提供について活用するとともに，必要に応じて

関係機関と連携し対応する。

5 質疑応答

なし

6 閉会

7 講話

「平成 27 年度児童虐待相談の現状について」 講師 高橋土浦児童相談所長
茨城県における児童虐待の状況や、茨城県・土浦児相における児童虐待の状況・
児童福祉法等の一部を改正する法律概要について等の資料により講話をいただいた。